

【表題】 地域生活を営む上で必要な社会資源の整備

【結論】

- 地域社会において生活を営むことを可能にする足る様々な支援を提供する事業所及び福祉の人材等の社会資源をさらに確保すべきである。
- とくに、重度の障害者が地域で生活するための長時間介護を提供する社会資源を都市部のみならず、農村部においても重点的に整備し、事業者がないためにサービスが受けられないといった状況をなくすべきである。
- また、地域生活を支えるショートステイ・レスパイト支援、医療的ケアを提供できる事業所や人材をさらに整備育成しなければならない。

*長時間介護などにかかる財源確保についてはⅡを参照のこと。

【説明】

福祉サービスは、それを提供するマンパワーなくして成立しない。福祉サービスには様々なものがあるが、地域社会で生活を営む上で必要な支援を行う事業所と人材は、いまもって不足している。

とくに、重度障害者が地域で生活するうえで、現行の重度訪問介護などを担う事業所と人材は、全般的に不足しており、農村部にはほとんどないといった状況が存在することは、このたびの東日本大震災の被災地の状況を見ても明らかである。しかしこれでは、どこで、だれと住むかといったきわめて基本的な権利さえ実現できない。

また、障害者の地域生活を支える上で、ショートステイやレスパイト支援、医療的ケアの充実が欠かすことができない要素である。

例えば、グループホームや一般住宅で暮らす障害者が調子を崩したり、家族との関係が一時的に悪化したときなどに、生活を立て直す支援としてのショートステイがすぐ使えることは、地域生活の継続のうえで欠かすことができない。

また、障害児者が家族と同居する場合、家族ケアの観点からの障害児者家族の精神的、物理的な休養を目的としたレスパイトケアの充実も求められる。

しかしながら、必要なときにいつでも使えるショートステイやレスパイト支援を提供するサービス事業者は少なく、医療的ケアを提供できる介助者も非常に不足しているのが現状であり、これらにかかわる社会資源の拡大が急務である。

そこで、国は、必要な財源を確保したうえで、上記にかかる社会資源を早急

に確保すべきである。

【表題】 自立支援協議会（社会資源の有機的連携と地域福祉の向上）

【結論】

- 地域における既存の社会資源を有機的に連携させ、地域全体にかかる課題を検討して地域社会の支援体制をより充実させる仕組みとして、市町村（ないし圏域）および都道府県単位で、障害者の参画を前提とした自立支援協議会を法定機関として設置する。
- 自立支援協議会は、その地域における障害者施策の現状と課題を検討し、改善方策や必要な施策を講じるための具体的な協議の場とするほか、市町村又は都道府県における障害者に関する福祉計画策定に意見を述べるものとする。
- とくに、都道府県単位の自立支援協議会は、上記のほか、広域的・専門的な情報提供と助言や市町村障害者福祉計画策定の支援機能を果たすものとする。
- 自立支援協議会は、必要な場合、要保護児童対策地域協議会と連携するものとする。

【説明】

現行の自立支援協議会についての評価はさまざまであるが、その地域における解決困難な課題に焦点化して関係者が議論をし、地域生活が実現可能となるための各種社会資源の連携や支援の新たな開発の役割をはたすこと、障害福祉計画へとつなげる役割を果たすことなどが期待される。

このように自立支援協議会が地域の社会資源を有機的に連携し、より良い地域づくりの核として機能するようにするためには、以上のような機能を有するものとして、法定化することが必要である。

【表題】 地域生活の資源整備を重点的に進めるための障害福祉計画の役割【P】

【結論】【P】

【説明】【P】